

産地づくり推進交付金

1 趣旨

地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する計画（地域のアイデアを全国で共有し、最大限に活用）に基づいて実施する取組を支援する。

併せて、都道府県段階の判断により、生産調整のメリット対策として、生産調整参加者を対象に、米価下落の影響緩和対策を措置する。

2 仕組み

(1) 産地づくり対策

手順

ア 市町村、農協等で構成する「地域水田農業推進協議会（以下「協議会」という。）」は、地域水田農業の将来像を明確にしたマスタープランである水田農業構造改革計画（担い手の特定、利用集積目標、作付計画、助成金の使途及び助成水準等を規定）を作成する。

イ 農業者等は、水田農業構造改革計画に基づいて、営農計画を協議会に提出する。

ウ 国から交付された交付金で都道府県段階に基金（産地づくり勘定）を造成し、基金は協議会に助成金を交付する。協議会は、農業者等に助成する。

エ 農業者等への助成水準については、協議会で定める。

助成金の使途

助成金の使途は、国が示すガイドラインの範囲内で、協議会が決定する。

国が示すガイドラインについては、15年度に、各地域から交付金の使い方についてご提案いただいて、それをフィードバックすることにより、地域のアイデアを全国で共有し、16年度からの取組開始の際、地域の創意工夫を最大限引き出していきたいと考えている。

（ガイドラインの例）

- ・ 米以外の作物の需要に応じた生産
- ・ 加工用米等特色ある米生産の展開
- ・ 水田農業の構造改革・持続的農業の発展
- ・ 消費者・実需者との連携強化に資する取組
- ・ 水田機能の保全
- ・ 畑地化の推進

交付金の算定の考え方

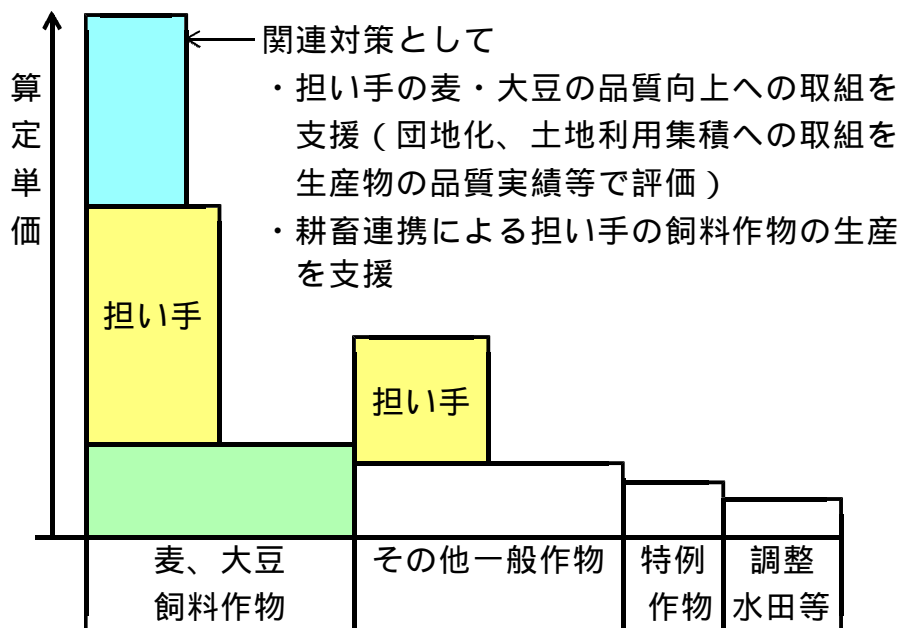
ア 交付金の算定に当たっては、

- ・ 自給率の向上（重点作物の本作化）
- ・ 構造改革の促進（担い手の育成）
- ・ 麦・大豆の品質向上、耕畜連携の推進

に重点化する。

イ その際、構造改革に向けた地域の計画的、戦略的な取組を強力に推進するため、対策期間中、安定した一定の交付額とする。

ウ 助成金の使途・水準については、地域の主体性を重視して地域で設定する。



需給調整とのリンケージ

- ・ 協議会の区域の水稻作付面積の超過度合いに応じて減額する。
- ・ 個人交付する場合には、生産調整実施者であり、かつ、過剰米短期融資制度への拠出を行っていることを要件とする。

畑地化の推進

需給調整の円滑化とあわせて、麦・大豆の品質向上や水田放牧による中山間地域の農地保全などを図る観点から、水利用事情等地域の実情を踏まえつつ、水田の畑地化の取組を推進する。

関連対策

生産の大宗を担い手が担う構造への転換を促進しながら、需要に即した高品質の麦・大豆生産の取組の支援措置及び耕種農家と畜産農家の連携による水田

を活用した飼料作物生産の取組の支援措置を講ずる。

(2) 米価下落影響緩和対策

都道府県段階で、対策の契約実績等を基準に交付された助成金により基金(米価下落影響緩和対策勘定)を設けることとし、

ア 米価下落影響緩和対策を講じることを選択した都道府県にあっては、基金から生産者の抛出に対して経済連等を通じて助成を行う。

イ 米価下落影響緩和対策を講じることを選択しない都道府県にあっては、基金と産地づくり対策の資金を合わせて、市町村、農協等で設置する協議会に一括交付する。

ウ 国からの助成金の一定部分を、過剰米処理の達成度合いに応じ減額する。

米価下落対策を講じる都道府県は、全国段階で示す仕組み(後述)を基本としつつ、都道府県の実情に応じ、補てん単価を減ずることや、対象となる生産者を絞ること等ができるものとする。

(全国段階で示す仕組みより一定限度内で手厚いものとすることも可能(対象数量についての基準を緩めることは不可)であるが、これは産地づくり対策の資金により行うこととなる。)

全国段階で示す仕組み

ア 対象者

生産調整のメリット措置であることから、水稻作付面積が作付目標面積を超えていない農業者を対象とする。

また、過剰米短期融資制度における過剰米処理に係る抛出を交付要件とする。

イ 対象米穀

交付する数量を確定する必要があることから、農産物検査を受検して数量が確認された米穀(生産目標数量の範囲内(加工用米を除く))とする。

また、需要に応じて生産された米が、安定的な流通システムを通じて消費者に着実に届けられるようにする観点から、安定供給支援法人が行う支援(債務保証等)の対象となる米穀とする。

なお、制度の安定的な運営を通じて期待される効果の発現を図るとともに、予算の安定的な執行を通じて、農林水産政策の円滑な運用を図る観点から、交付対象の限度を設ける。

ウ 単価

(ア) 生産者が生産調整に参加するかどうかを経営判断するためには、参加した場合にいくら助成されるかがあらかじめ明らかになっている必要がある。他方、価格が大幅に下がった場合の影響緩和機能を有する必要がある。

このような双方の目的をかなえる観点から、単価を当年産価格の水準によらずに支払われる単価（固定部分）と、当年産価格の水準によって支払われる単価（変動部分）の合計とする。

(イ) 単価のうち、

固定部分は、全国一律に200円/60kg

変動部分は、基準価格（直近3年の自主流通米価格の平均）と当年産価格の差額の5割（都道府県毎に上場上位3銘柄の加重平均価格。上場銘柄がない都道府県にあっては、全国の上場銘柄平均）

当年産価格が基準価格を超えた場合には支払わないことを基本として、固定部分の単価は、当年産価格が基準価格に比べ、

a 200円/60kg高くなるまでは、当年産価格に補てん金を加えた額が基準価格に比べ200円/60kg高くなるように減額

b 200円/60kgより高い場合は、0円/60kgとする。

(ウ) 数量単位で支払う方式と、面積単位で支払う方式が考えられる。

エ 拠出

生産者と政府が同比率で拠出

(3) 基金勘定の相互の関係

産地づくり対策と米価下落影響緩和対策は、一定の条件の下で都道府県の実情に応じて、相互に資金の移動が可能な制度とする。

「ガイドライン」のイメージ（例）

分類 (内容)	事 例
<p>米以外の作物の需要に応じた生産</p> <p>〔 地域が生産振興を図っていくことと位置付けた米以外の水田における作物によって、地域の特色ある農業の展開を図る取組者を支援するもの 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米との収益格差の補てん ・ 新たな栽培技術導入に要する経費
<p>加工用米等特色ある米生産の展開</p> <p>〔 需要に応じた米や特徴的な米作によって、地域の特色ある農業の展開を図る取組者を支援するもの 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加工用（食用、工業用等）と主食用との収益格差の補てん ・ 直播栽培による減収分の補てん
<p>水田農業の構造改革 持続的農業の発展</p> <p>〔 作物を生産するために必要な前提条件や持続的に取り組んでいくための条件を整備する取組者を支援するもの 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借権設定料、作業委託料 ・ 地力増進作物作付け等の土づくりに要する経費
<p>消費者・実需者との連携強化に資する取り組み</p> <p>〔 消費者・実需者を常に意識した作物生産を行うことによって、地域の特色ある「売れるものづくり」を目指す取組者を支援するもの 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有機栽培、特別栽培の導入に要する経費 ・ 体験農園の設置に要する経費
<p>水田機能の保全</p> <p>〔 作物作付け以外の方法によって、地域の活性化や農地の保全を図る取組者を支援するもの 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成作物の栽培管理に要する経費 ・ 調整水田における管理に要する経費
<p>水田の畑地化の取組</p> <p>〔 水田を畑地化し、畑作物の産地化を図る取組 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米との収益格差の補てん